（様式１）

令和５年度マレーシアにおける

兵庫県産農林水産物等輸出プロモーション事業参加申込書

令和　　年　　月　日

　ひょうごの美味し風土拡大協議会

　　　　会　長　　池田　潔　様

住　　所

　　　　　　　　　団 体 名

　　　　　代表者名

電　　話　（　　　）　　　　－　　　番

　　　　　電子メール

　令和５年度マレーシアにおける兵庫県産農林水産物等輸出プロモーション事業に、別添のとおり参加を申込みます。

記

１　参加商品要件確認（要件を満たしている場合チェック）

（１）□　兵庫県認証食品認証取得事業者の商品または兵庫県内で生産された農畜水産物またはそれを使用する加工食品である。（使用県産食材：　　　　　　　　　　　　　　　　）

（２）□　日本国内で生産されたもので、添加物、化学調味料、着色料を極力使用していない。

（３）□　製造日から賞味期限までが原則として180日以上であり、10月下旬のプロモーション以降も十分な残余期間を有している。

（４）□　マレーシアの規制等をクリアしている（残留農薬規制、使用可能添加物、使用可能包材、栄養表示等）。

（５）□　裁判等で係争中の商品又は表示は使用していない。

（６）□　特許権・意匠権・商標権等を侵害する恐れがない。

（７）□　商流のない米、酒類以外の品目である。

２　参加事業者要件確認（要件を満たしている場合チェック）

（１）□　兵庫県内に事業所のある食品または食品関連産業の生産者・製造者、並びにこれらの生産者・製造者を会員とする団体等である。

（２）□　ひょうご農畜水産物・加工食品輸出促進ネットワークに登録を行っている。（事業参加申込みと同時登録で可）

（３）□　商品の輸出に意欲的である。

（４）□　参加商品の輸出入手続きに係る必要な商品情報の提供及び参加商品紹介等のための各種資料作成（画像や文字情報の提供）に遅滞なく対応する。

（５）□　事業実施後も成果把握等のために実施する各種アンケートやヒアリング等に協力する。

（６）□　プロモーション募集期間中に、兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない。

（７）□　県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税を滞納していない。

（８）□　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しない。